

児童会館の整備について

1 児童会館の整備方針

札幌市では、これまで「1中学校区に1児童会館」を基本とした整備を進めるとともに、校区内に児童会館がない小学校には児童会館を補完するものとしてミニ児童会館の設置を進め、1小学校区に1児童会館またはミニ児童会館が実現している。

平成26年に「札幌市市有建築物の配置基本方針」が策定され、児童会館については小学校の改築に合わせて複合化することを基本とし、将来的な「1小学校区に1児童会館」の実現を目指し、現在、整備を進めている。

2 取組報告

《令和2年度～4年度オープン》

- R2.4 ひのまる児童会館（単独改築）
- R2.4 発寒児童会館（発寒西小学校、発寒まちづくりセンター等との合築）
- R3.4 エルムの森児童会館（新陽小学校との合築）
- R3.4 常盤児童会館（芸術の森小学校との合築）
- R3.10 中央児童会館（中央小学校、東北・東まちづくりセンター等との合築）
- R4.1 発寒南さくら児童会館（発寒南小学校との合築）
- R4.4 二十四軒児童会館（二十四軒小学校との合築）

《令和5年度オープン予定》

- R5.4 苗穂・本町児童会館（本町小学校との合築）
- R5.7 手稲前田児童会館（単独改築）
- R5.10 東山児童会館（東山小学校との合築）

《令和6年度オープン予定》

- R6.4 山の手児童会館（山の手小学校、山の手まちづくりセンターとの合築）
- R6.4 仮称）元町北小内児童会館（元町北小学校との合築）
- R6.4 光陽児童会館（光陽小学校との合築）

3 学校規模適正化の取組

少子化の影響により札幌市でも学校の小規模化が進んでいることから、教育委員会を中心に学校統合等により一定の学級数を確保する「学校規模適正化の取組」を進めている。この取組の方向性は児童会館の整備にも大きな影響を及ぼすものとなる。

現在、市内6地区において、地域・保護者・学校関係者の代表者による「学校配置検討委員会」が設置され、協議が行われている。